

さいたま小川町メガソーラー環境影響に係る
埼玉県環境影響評価技術審議会の意見について（答申素案）

さいたま小川町メガソーラーについては、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

当該事業については、大規模な谷を埋める盛土造成工事が計画として示されているが、当該工事は非常に高度な工事であり、コストや手間がかかるので、その点を惜しまずに施工し、安全を担保していることが大前提である。

そのような意味で、事故が起こりえないのであれば、科学的に証明して説明できるよう努力していかなければならない。

また、その事業計画から、地域住民の関心も高いものであるから、地域住民を含め関係者との双方向のコミュニケーションを十分図る必要がある。

については、以上のような観点から次のとおり意見する。

1 全般的事項

- (1) 計画地周辺にある施設や住宅等の生活環境と自然環境の保全に配慮すること。

特に、工事用車両及び関係車両の走行にあたっては、施設等の利用者及び住民の安全を確保出来るような対策を講じること。

また、関係車両の密集等により大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える場所が出ることをないようにその走行を管理し、住民等へ健康被害等を与えないようにすること。

- (2) 計画の変更に伴い、調整池の数を減少させた理由を明らかにすること。

また、調整池の浚渫により除去した堆砂の搬出先や処理方法等及び調整池の維持管理計画を明らかにすること。

- (3) 風害等災害が起こることを前提に、近年の豪雨災害等の状況を最大限考慮した上で土砂崩落のシミュレーション等を行い、被害等を防ぐための方策を講じること。

- (4) 調整池及びそこに流れ込む河川・水路に水位計を設置するなどして水位の継続的・定期的な状況把握および流量解析に努め、洪水被害・土砂災害の予測と地域への早期の情報提供を実施し、当該調整池・河川・水路のオーバーフローによる洪水被害や土砂災害の防止を図ること。

- (5) 施設の安全対策のために設置する境界フェンスについては、野生動物の侵入防止機能も持つ仕様の採用を検討すること。
- (6) 過去の造成工事に伴う盛土は、その由来が分からない土砂が相当程度搬入されていることが想定され、また土壌汚染に係る法規制が行われる前の行為であることも考慮すると土壌汚染の懸念もある。汚染土壌の拡散リスクに対応するため切土面の土壌汚染の状況把握に努めること。

また、搬入土砂については、放射性物質も含めた汚染物質の管理に万全を期すこと。

- (7) 地域の自然資本としての価値が損なわれることがないように対策を実施し、また、災害時に地域に電気を供給するなど地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するように取り組むこと。併せて、その結果を情報発信すること。
- (8) 当該事業に係る準備書が相当の容量であることに鑑みると、地域住民とのアセス図書に係る双方向のコミュニケーションを十分に図ることが重要と思われることから、自主的な説明会の開催等により、準備書内容の説明を尽くすなどの丁寧な対応を行うこと。

また、他の発電事業の事例を参考にしながら、地域と共同した継続調査の実施などを検討し、積極的に地域とのコミュニケーションを図ること。

- (9) 造成計画について、外来植物種子等の混入や、工事車両による周辺環境への影響をできる限り抑える意味でも、事業地外部からの残土の搬入を行わない案及び現行案よりも搬入量をできる限り減らした案も検討し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにした上で現行の現行案と比較検討すること。
- (10) 当該事業予定地は、多様な生物種を保持する埼玉県屈指の豊かな里山生態系が形成されていることが知られているが、事業者による調査では、希少種の分布・繁殖情報を十分に確認できていないことが想定される。

また、特に鳥類をはじめとする希少種については、事業による影響が強く懸念されるものが含まれ、当該種に対して計画している環境保全措置が奏功するかは不透明である。

以上を考慮し、希少種について丁寧な情報収集や追加調査を実施するとともに、当該種について考えられる環境保全措置の妥当性について十分に精査した上で、既存の生態系を保全するという観点から事業計画を再検討すること。

2 大気・騒音・振動

大気等における車両の走行による予測・評価結果について、環境保全措置に記載された規制適合車の使用などの前提条件を明確にしたうえで、当該予測・評価結果の前提となっている環境保全措置が確実に取られるようにすること。

3 騒音・低周波音

- (1) 工事中、解体中の予測結果が僅かに環境基準を満たす結果であるため、必要に応じて環境保全措置を追加すること。
- (2) パワーコンディショナー等の設備の設置については、周辺住宅や周辺施設からの距離の確保及びハイキングコース等利用者への配慮により影響の低減に努めること。

4 水質及び水象

- (1) 調整池の容量計算について、森林伐採に伴う保水能力の低下を考慮し、また事業地周辺地域に特化した数値を使用して算出するなど実態にあった予測、評価とすること。

また、結果に応じて必要な環境保全措置を行うこと。

- (2) 水の濁り及び地下水の調査について、日降水量やワンタームの降水量の最大値を用いた調査、予測、評価を検討すること。
- (3) 砕石を道路用の敷材として使用することについて、強度の降雨時は土壤水分量が増えることにより、その機能の低下が想定されるため、十分検討した上で行うこと。

また、降雨時の土砂流出の可能性を考慮したメンテナンスを行うこと。

- (4) 小川町は水道水源に伏流水や地下水を使用しており、また町内の河川が観光資源の一つとなっている。

地下水浸透量の減少や水質汚濁（地域外からの土砂搬入に起因するものも含む）により飲用水や環境資源等である河川に影響を与えないよう策を講じ、また定期的な地下水・河川水の観測を実施し、その結果を情報発信すること。

5 地盤

- (1) 事業地内について、その地形、土質、植生など、様々な視点から崩落の危険性がないかどうかをくまなく調査し、災害時崩落した箇所以外に不安定な場所や崩落リスクが高い場所については、ボーリング調査を含めた詳細な追加調査及び対策を実施すること。

その際、特に崩落した箇所と同じような地層が確認された場合には、崩落の危険性が高い地層であることが推察されるため、盛土等の施工については特に注意して行うこと。

- (2) 盛土等の施工については、特に次の事項に留意し、安全性を十分に担保した上で行うこと。

- ア 随時使用する盛土材の品質を確認すること。
 - イ 必要に応じて補強土、擁壁、排水材や排水設備などにより、その構造を補強すること。
 - ウ 締固めなどの施工品質をしっかり管理すること。
 - エ 森林伐採における保水力の低下及びパネルの荷重や角度を踏まえた上で行うこと。
 - オ 災害時崩落した箇所の施工にあたっては、崩落したものは全て取り除き、転圧等により更なる崩落を防止して行うこと。
- (3) 施工後のメンテナンスについて、特に次の事項に留意すること。
- ア 排水施設について、排水機能の低下により土砂災害及び地層境界面での地すべり等が発生するため、十分なメンテナンスを行うこと。
 - イ 盛土の形状変化、豪雨等災害時における挙動を監視して、少しでも危険な状態があれば対処すること。
 - ウ 発電事業後についても継続したメンテナンスが出来る体制を整えておくこと。

6 動物

- (1) 低反射型の太陽光パネルを水面と見間違え、水鳥が飛び込む事例の発生や昆虫が産卵する可能性が懸念されるため、反射光と鳥類及び昆虫の関係を考慮の上、影響が少ないパネルを選定すること。
- また、反射光による動物への影響について、モニタリング等を行い把握するよう努めること。
- (2) 昆虫類の調査時期について、絶滅危惧種が多い環境を考慮すると、冬季活動性のキリガ等が生息している可能性があるため、冬季における昆虫調査の追加を検討すること。
- (3) ホトケドジョウ等の、水温変化の影響が懸念される種が確認されていることから、水温変化のシミュレーションおよびモニタリングを行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

7 植物

- (1) 太陽光パネルの反射光や稼働時の温度変化が植物等に与える影響について、最新の知見に基づく環境保全措置を検討し、影響の低減に努めること。
- (2) フユザンショウ、エビネ、キンラン、ムヨウランについては、事業区域内又は事業区域外であるが改変区域に近いところにか所しか確認されておらず、事業区域外ではあるものの埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例の

対象種であるコクランも確認されている。

これらの種については、生育に影響を与えることがないように、工事関係者への周知徹底を図り、また継続して監視するよう努めること。

- (3) オニシバリについては、改変区域内でのみ生息が確認されていることから、環境保全措置を適切に行い、全固体の消失を防ぐよう特に注意すること。
- (4) 伐採木のチップ化による場内散布について、その目的を明らかにしたうえで、どこの場所にどのように行うか、具体的に記載すること。

また、碎石を道路用の敷材として使用するとあるが、その内容と伐採木のチップの場内散布とはどう関連するのか説明すること。

- (5) 緑化計画において「植生の回復を促す計画」とあるが、外来種ではなく在来種による回復を図ることはもとより、その方法を剥ぎ取った表土の敷き均しによる自然回復としていることから、その回復を図る間の早期緑化、地形保全、土砂流出防止も考慮して方法を検討すること。

8 景観及び自然とのふれあいの場

- (1) 主要な眺望点について、地域住民が日常生活で慣れ親しんでいる場所を対象としたとあるが、聞き取り等による具体的な情報収集方法、その結果及び採用の有無について明らかにすること。

特に、事業地の一部を横断するハイキングコース沿いからの眺望については、その予測・評価結果を丁寧に記載すること。

- (2) 眺望景観の変化の予測結果について、低反射型太陽光パネルを採用するため、周辺の景観となじみ、影響が小さいと予測しているが、同パネルを使用した事業を参考にした上で、判断すること。

9 廃棄物

- (1) 廃プラスチックの再利用について、国が掲げるプラスチック資源循環戦略及び関係法令を踏まえ、適正に行うこと。
- (2) 本事業に伴って排出される廃棄物の処理・処分、資源化等については、本事業の開始から終了に至るまで、当初の処理等の計画に基づき、かつ、最新の法令等に対応し、適正に行うこと。

10 温室効果ガス・反射光

周辺に、温度影響や乱反射による影響を与えないパネルの選定に努めること。

また、森林伐採や太陽光パネルの設置による周辺温度への影響について、把握していくよう努めること。

11 環境監視計画

- (1) 水質の調査については、物質が土壌から河川水に流出するには時間がかかるため、継続的な監視に努めること。
また、降雨時に濁りなどの水質の変化が現れるので、晴天時ではなく調査目的に応じた時期に定期的な監視を実施すること。
- (2) 土壌の調査については、工事終了後に地域住民とも協議して調査地点、調査項目を選定するなどし、必要に応じて調査地点、調査項目の追加・変更を行うこと。
- (3) 環境監視結果を定期的に公表すること。

12 事後調査

- (1) 水象について、外部からの搬入土砂と現地の土質の違いにより、現在の沈降試験結果に基づく予測結果の不確実性が懸念されることから、事後調査で実際の土質による試験結果の把握に努め、結果に応じて環境保全措置を追加すること。
- (2) ミゾゴイについて、繁殖地が日本国内のみとされている中で、事業予定地内において古巣を含む4か所の巣を確認できたことは特筆すべきことである。事後調査により環境保全措置や予測・評価の妥当性を検証するとともに、結果に応じて環境保全措置を追加すること。
- (3) ノスリについて、工事・供用期間を通して、上位性注目種、典型性注目種等の環境を評価する際に適用した「生息環境指数」の妥当性を明らかにするため、餌量等の調査を実施し、事後調査結果に反映させること。
- (4) 反射光の影響について、パネル設置後に周辺住民に対する影響を調査し、結果に応じて環境保全措置を追加すること。